



令和8年3月9日  
四国運輸局

## タクシー運賃の改定要請について

(高知地区(旧高知県高知市域地区・旧高知県郡部地区))

令和8年3月6日、高知県高知市でタクシー事業を営む事業者から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書(現在の公定幅運賃の上限を上回る運賃変更要請)が高知運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を受付期間として高知地区の他事業者の要請・申請を受け付け、要請・申請事業者の車両数の合計が当該地区における法人事業者全体の車両数の5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 記

#### 1. 要請者及び要請の概要

法人名：土電ハイヤー株式会社 (代表取締役 中谷 穰)  
住 所：高知県高知市仁井田4506

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃  
(要請) 普通車 1. 0kmまで680円、277mごとに100円  
(現行) 普通車 1. 0kmまで560円、269mごとに80円

#### 2. 運賃適用地域

高知地区(旧高知県高知市域地区・旧高知県郡部地区)

#### 3. 高知地区事業者数及び車両数(令和8年3月6日現在)

事業者数 98者  
車両数(一般車両) 986両

(問い合わせ先)  
四国運輸局自動車交通部旅客課  
担当：宮野・山下・吉本  
電話：087-802-6771

## 1. 今後の予定

令和8年3月6日 要請書提出  
 ↓ (最初の要請から3ヶ月間(要請・申請受付期間))  
 令和8年6月5日 受付期間終了  
 ↓ (運賃改定審査(標準処理期間5~6ヶ月))  
 新運賃の公表  
 ↓ (実施日の30日前までに公表)  
 新運賃の実施

※ 要請・申請受付期間において、高知地区における要請書・申請書提出事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の5割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。  
 また、上記を満たした場合においても、要請書・申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

## 2. 運賃改定状況

(旧高知県高知市域地区)

認可日	実施日	改定率
令和6年1月19日	令和6年2月19日	13.72%
令和元年12月20日	令和2年2月1日	3.12%
令和元年8月30日	令和元年10月1日	1.85% (※消費税転嫁8→10%)
平成26年2月28日	平成26年4月1日	2.86% (※消費税転嫁5→8%)
平成20年11月17日	平成20年12月8日	8.35%
平成9年3月14日	平成9年4月1日	1.91% (※消費税転嫁3→5%)
平成7年12月20日	平成7年12月28日	8.00%

(旧高知県郡部地区)

認可日	実施日	改定率
令和6年1月19日	令和6年2月19日	14.78%
令和元年12月20日	令和2年2月1日	7.52%
令和元年8月30日	令和元年10月1日	1.85% (※消費税転嫁8→10%)
平成26年2月28日	平成26年4月1日	2.86% (※消費税転嫁5→8%)
平成9年3月14日	平成9年4月1日	1.94% (※消費税転嫁3→5%)
平成7年12月20日	平成7年12月28日	8.10%